

資料

高山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
高山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の概要に
について

1. 経緯等

令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が、令和8年度から本格実施されることとなった。

児童福祉法においては、令和7年度から新たに市町村による認可事業として位置付けられ、令和8年度からの本格実施（令和7年度は一部自治体で実施）に向け、認可に係る基準条例の整備が義務付けられた。

子ども・子育て支援法においては、令和8年度から新たな給付制度「乳児等のための支援給付」とされ、すべての自治体において支援給付を行うために必要な給付に係る基準条例を整備し、当該事業を行う者について特定乳児等通園支援事業者として確認する必要があることとされた。

乳児等通園支援事業を実施するために必要な、認可基準である設備及び運営に関する基準及び確認基準である運営に関する基準を条例で定める。

2. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

乳児等通園支援事業は、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満のこどもが、保護者の就労要件を問わず、月一定時間（10時間）まで利用できる新しい通園制度であり、すべてのこどもの健やかな育ちを支援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的としている。

3. 高山市における乳児等通園支援事業の主な実施内容等

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| ①利用対象者 | 保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の児童 |
| ②利用時間 | 月10時間を上限とし、時間単位で利用 |
| ③自己負担額 | 1時間あたり 300円（低所得者減免あり） |
| ④給付費（委託料） | 1人1時間あたり 900円～1,300円（加算等あり） |
| ⑤実施施設（想定） | 一時保育を実施する保育所、実施希望のある小規模保育事業所等 |
| ⑥その他 | 希望により親子通園や給食提供（実費）が可能 |

4. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）（議第107号）

児童福祉法において、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めなければならないと規定されており、その条例は内閣府令で定める「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に従い、又はそれを参照して定めるものとされている。

当該事業の適切な運用を図るため、事業実施の認可に係る遵守すべき設備及び運営に関する基準について、国の参照基準等と同じ内容とする。

なお、市においてこの事業を実施する保育所等については、認可基準による認可及び確認基準による確認手続を経て、乳児等のための支援給付の対象となる特定事業者と定めることとなる。

○乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する主な基準

最低基準の向上 (第3条・第4条)	<ul style="list-style-type: none">利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するため、この条例の基準を最低基準とし、市や事業者が最低基準を超えて設備及び運営を向上させることに努めること。
一般原則 (第5条)	<ul style="list-style-type: none">事業者は、利用乳幼児の人権への配慮や人格の尊重、地域社会との交流及び連携を行うこと。事業の質の評価、改善を図ること。事業所の構造設備は採光、換気など乳幼児の保健衛生や危害防止に配慮すること。
乳児等通園支援事業に共通する基準 (第6条ー第19条)	<ul style="list-style-type: none">非常災害に対する設備及び計画の整備、訓練を実施すること。安全計画を策定すること。自動車を運行する場合には置去り防止を講ずること。職員は知識及び技能の向上に努めること、差別的扱いや虐待等は行ってはならないこと。設備等の衛生管理及び感染予防のための研修・訓練を実施すること。食事を提供する場合には必要な設備を備えること。事業の目的及び運営方針等重要事項の規程を定めること。帳簿を備えること。秘密保持、苦情対応の措置を講じること。
事業区分別の基準 (第20条ー第26条)	<ul style="list-style-type: none">事業の区分を一般型及び余裕活用型とすること。設備の基準（乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室の面積等）職員の資格、配置基準保育所における保育指針に準じて支援を提供すること、保護者と密接な連絡をとること。

5. 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（確認基準）（議第108号）

子ども・子育て支援法において、市町村は乳児等通園支援事業を行う者について、給付の対象事業者として適切な者であることを確認する基準を条例で定めなければならぬと規定されており、その条例は内閣府令で定める「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」に従い、又はそれを参照して定めるものとされている。

当該事業の適切な運用を図るため、支援給付に係る遵守すべき運営に関する基準について、国の参照基準等と同じ内容とする。

○特定乳児等通園支援事業の運営に関する主な基準

一般原則 (第2条)	支援の提供にあたっては、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育を提供すること、子どもの意思及び人格を尊重すること、地域及び家庭との結びつきを重視し、関係機関との密接な連携に努めること。
利用定員に関する基準 (第3条)	・特定乳児等通園支援事業者は1時間当たりの利用定員のほか、開所する日数及び一月当たりの利用定員を定めること。
運営に関する基準 (第4条ー第33条)	<p>○利用開始に伴う基準</p> <ul style="list-style-type: none">事業者は事業を提供しようとするときは、面談の実施、重要事項の説明と同意を得ること。事業者は正当な理由がない場合、利用申込を拒むことができないこと。市のあっせんや要請にはできる限り協力すること。利用の申込みがあった場合は、乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。 <p>○支援の提供にかかる基準</p> <ul style="list-style-type: none">利用乳幼児や保護者の心身の状況を把握すること。教育・保育施設等と密接に連携すること。利用者負担、給付費の取り扱いに関すること。保育所における保育指針に準じて支援を提供すること。事業の評価、相談支援、緊急時対応を実施すること。 <p>○管理運営等に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none">事業の目的及び運営方針等重要事項の規程を定めること。職員の勤務体制等を確保し、資質の向上のため研修の機会を確保すること。運営規程、重要事項などについて掲示等すること。差別的扱いや虐待等は行ってはならないこと。秘密保持、苦情対応の措置を講じること。地域との交流に努めること。事故防止及び事故発生時の対応を行うこと。

6. 施行期日

- 高山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（議第107号）
公布の日。ただし、第22条の2の規定は、令和8年4月1日
- 高山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（議第108号）
令和8年4月1日